

「座光寺ハンドルキーパー運動」について

平成 26 年 12 月 6 日

当座光寺地区においては、地区内の飲食店 26 店舗の協力をいただき、平成 19 年 12 月「座光寺ハンドルキーパー運動」を発足し、飲酒運転根絶に取り組んでいます。

「ハンドルキーパー」運動とは、車で飲食店に出掛ける場合に、仲間やグループの内で運転手（ハンドルキーパー）を決め、その人はお酒を飲まず他の人を送り届ける役を務めるというものです。また、飲食店においては、ハンドルキーパーへの酒類の提供は行わないよう、協力を求めています。

現在、この運動への参加店は地区内約 30 店舗におよび、店内に啓蒙用のチラシを掲示いただく等、お客様への「ハンドルキーパー」運動の呼び掛けにご協力をいただいております。

運動発足においては、各店舗様に座光寺ハンドルキーパー運動に取り組むことを宣言いただいたうえで、座光寺ハンドルキーパー運動を自治会、市、警察、交通安全協会がその取り組みを応援する書面を授与しています。

※平成 19 年 9 月 19 日施行の改正道路交通法では、運転者以外にも車両提供者や酒類提供、また飲酒車両への同乗についても罰則が設けられています。

— 取り組み開始の経過 —

飲酒運転の追放に向け、あらゆる努力が多方面から展開され、座光寺地区においても、交通安全会を中心に「年末の飲酒運転防止パトロール」等が行われてきました。

飲酒運転に対する罰則が強化された道路交通法の改正を機に、酒類を提供する側である各店舗からも「飲酒運転追放に向けた対策が必要だ」との声が高まってきたことが契機となり、飯田食品衛生協会座光寺支部と座光寺地域自治会生活安全委員会とが連携・協力し、取り組みが実現しました。

座光寺地域自治会 生活安全委員会

座光寺 2535 座光寺自治振興センター内

TEL 22-1401 FAX 22-1475